

神戸市戸建て住宅省エネ改修等補助金交付要綱

令和4年9月9日 建築住宅局長決定
令和4年11月7日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、市内既存住宅の省エネルギー性能を向上させる改修工事等に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定め、カーボンニュートラルの実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建て住宅 住宅のうち、1つの建築物が1戸の住宅であるものをいう。ただし、兼用住宅の場合は、住宅の用途に供する部分をいう。
- (2) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (3) ZEH水準 建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準をいう。
- (4) BELS 建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。
- (5) エコリノベーション等工事 住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事のうち別表1に定めるものをいう。
- (6) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (7) 誘導仕様基準 住宅部分の外壁窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」を満たす仕様をいう。
- (8) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) BELS等の第三者認証取得（以下「省エネ見える化」という。）に関する事業
- (2) 省エネ改修に係る設計等（以下「省エネ設計等」という。）に関する事業
- (3) 省エネ改修に関する事業で次のいずれかに該当するもの
 - ア 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の第三者認証を受けるもの（以下「全体改修」という。）
 - イ 住宅全体でアの要件を満たさない場合にあつては、改修部分が省エネ基準又はZEH水準に相当するエコリノベーション等工事であつて、複数の開口部の改修を含むもの（以下「部分改修」という。）
- 2 現状、省エネ基準を満たす省エネ性能を有している戸建て住宅に対して、前項第2号、第3号に規定する事業を実施する場合、ZEH水準への省エネ改修、省エネ設計等を行うもの。

(補助対象住宅)

第4条 補助事業の対象となる住宅は、市内に所在する既存の戸建て住宅とし、次の各号に該当するものであること。(以下「補助対象住宅」という。)

- (1) 第3条第1号の事業にあつては、現状、省エネ基準を満たす省エネ性能を有しているもの。
- (2) 第3条第2号の事業にあつては、現状、ZEH水準を満たす省エネ性能を有していないもの。
- (3) 第3条第3号の事業にあつては、次のすべてに該当するもの

ア 昭和56年6月1日以降に着工した建築物、既に地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に適合することが証明されているもの又は本省エネ改修と併せて耐震改修を行うことが確認できるもの

イ 改修前の状態でZEH水準を満たす省エネ性能を有していないもの

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象住宅の所有者とする。

2 補助対象者は、補助対象住宅について、第3条第1項各号の事業を実施する設計者又は改修の工事施工者(以下「代理人」と総称する。)に本要綱に定める手続の代理を委任することができる。

(補助対象事業費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、第3条第各号に掲げる事業のうち、次に掲げる経費とする。

一 第3条第1号の事業に要する経費

ア 省エネ性能についてBELSの認証を受けるために必要な経費

イ アの申請に必要な調査・診断に係る経費

二 第3条第2号の事業に要する経費

ア 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る経費

イ 改修設計内容についてBELS等の第三者認証を受けるために必要な経費

三 第3条第3号の事業に要する経費

ア 第3条第3号アに該当する場合にあつては、省エネ改修工事にかかる経費

イ 第3条第3号イに該当する場合にあつては、省エネ改修工事にかかる経費のうちエコリノベーション等工事にかかる経費

2 同一の補助対象住宅に行う補助は、前項各号につき1回を限度とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第3条各号の補助事業に対して別表2(あ)欄又は(い)欄に掲げる額のいずれか低い額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、別表3に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、適当と認めない場合は、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に当たり、必要があるときは、条件を付するものとする。

(補助事業の着手)

第10条 補助事業の着手は、前条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という)と補

助事業を請け負う業者との契約締結をいう。

(補助事業の変更)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、申請内容に変更が生じた場合、速やかに補助金交付内容変更申請書(様式第 4 号)に、別表 3 に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第 2 項に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

2 軽微な変更とは、次に掲げる各号をすべて満たすものとする。

- (1) 第 3 条各号の補助対象事業に変更がないもの
- (2) 開口部や躯体等の断熱化に係る工事の場合、別表第 1 に記載される工事箇所に変更がないもの
- (3) 設備の効率化に係る工事の場合、別表第 1 に記載される設備種別に変更がないもの
- (2) 交付決定を受けた補助金額に増額変更がないもの

(変更の承認)

第 12 条 市長は前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第 5 号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の変更承認の決定に当たり、必要があるときは、条件を付するものとする。

(補助事業の中止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、補助事業中止報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了実績報告書(様式第 7 号)に、別表 3 に掲げる書類のうち必要な書類を添えて、交付決定を受けた年度内の 3 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 15 条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第 8 号)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 16 条 市長は補助事業者から補助金請求書(様式第 9 号)による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
- (2) この補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた年度内の 3 月 31 日までに補助事業が完了しないとき。
- (4) 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助金の交付決定の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定により補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

る。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに補助事業者に対してその内容等を補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返還命令)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする

(業務の委託)

第19条 市長は、当補助事業の補助金交付に係る業務の一部を市の外郭団体等に委託することができる。

(広報協力)

第20条 補助事業者は、当補助事業について市が実施する広報活動への協力を努めるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は令和4年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和4年11月7日から施行する。